

1 調査の目的

河川や海域などいわゆる公共用水域の水質について、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条により「水質汚濁に係る環境基準」（以下、「環境基準」といいます。）が設定されています。

環境基準には、全ての公共用水域で一律に適用される「人の健康の保護に関する環境基準」（以下、「健康項目」といいます。）と、水域の利用目的に応じた類型指定を行うことにより基準が設定される「生活環境の保全に関する環境基準」（以下、「生活環境項目」といいます。）が定められています。また、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準の項目には加えず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断される項目である「要監視項目」については指針値が定められています。

高知県内の公共用水域では、これまで42河川49水域、3湖沼3水域、7海域10水域について生活環境項目の類型指定が行われています。

環境基準の達成状況を把握するため、知事が策定した令和2年度の測定計画に従い、国土交通省、独立行政法人水資源機構、高知市及び高知県がそれぞれ分担して水質測定を行いました。

2 測定地点数

測定は、類型指定62水域（42河川49水域、3湖沼3水域、7海域10水域）のほか、類型未指定19河川で健康項目、生活環境項目と要監視項目について行いました。

また、上記項目のほか、水質状況を把握するため、特殊項目（鉄、マンガン等）について測定を行いました。

表－1 水域別及び項目別測定状況

水域区分	健康項目	生活環境項目	類型指定水域
河川	49河川 70地点	61河川 111地点	42河川 49水域
湖沼	3地点	3地点	3湖沼 3水域※1
海域	29地点	59地点	7海域 10水域※2
計	102地点	173地点	62水域

※1 湖沼3水域については全燐の類型指定有り

※2 海域2水域については全窒素・全燐の類型指定有り

3 測定結果の評価方法

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

健康項目のうち、全シアンは測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他26項目は年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に環境基準を達成していると評価します。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

生活環境項目の評価は、類型があてはめられた水域について、有機汚濁の代表的指標であるBOD（河川）及びCOD（湖沼、海域）の測定結果を用いて行いました。

類型指定水域の環境基準地点において、類型の環境基準値を満たしている日間平均値のデータ数が全測定日数の75%以上の場合を基準達成とし、複数の環境基準地点を有する場合は、全ての環境基準地点において達成される場合を類型指定水域の環境基準達成としました。

また、閉鎖性海域の窒素・燐の評価については、水域内の各基準点における表層の年間平均値を当該水域内の全基準点について平均した値により行うこととしています。

4 測定結果の概要

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

健康項目については、利水地点等に定めた環境基準地点（環境基準類型指定水域で基準が達成できているか判断するための汚濁状況を代表する地点）を中心に事業場排水の流入地点下流など 102 地点で年間 1～12 回の測定を行いました。令和 2 年度はすべての地点で環境基準を達成していました。

表－2 健康項目の環境基準適合状況

項 目	基 準 値	調査地点数			非適合地点数		
		河川	湖沼	海域	河川	湖沼	海域
カドミウム	0.003 mg/1 以下	51	3	24	0	0	0
全シアン	検出されないこと	17	1	0	0	0	0
鉛	0.01 mg/1 以下	64	3	29	0	0	0
六価クロム	0.05 mg/1 以下	54	3	24	0	0	0
砒素	0.01 mg/1 以下	51	3	24	0	0	0
総水銀	0.0005 mg/1 以下	51	3	24	0	0	0
アルキル水銀	検出されないこと	1	1	0	0	0	0
PCB	検出されないこと	54	3	24	0	0	0
ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
四塩化炭素	0.002 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
トリクロロエチレン	0.01 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
チウラム	0.006 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
シマジン	0.003 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
チオベンカルブ	0.02 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
ベンゼン	0.01 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
セレン	0.01 mg/1 以下	64	3	5	0	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/1 以下	63	3	29	0	0	0
ふっ素	0.8 mg/1 以下	57	3	—	0	0	—
ほう素	1 mg/1 以下	57	3	—	0	0	—
1,4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下	55	3	25	0	0	0

注) 1 基準値は年間平均値とします。ただし、全シアンについては最高値とします。

注) 2 「検出されないこと」とは、昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

ア BOD又はCOD

BOD又はCODについては、類型指定 62 水域の環境基準地点（河川 55 地点、湖沼 3 地点、海域 28 地点）、補助測定地点（河川 37 地点、海域 31 地点）及び類型未指定河川 19 地点で年間 2～24 回測定を行いました。類型指定水域では、河川 49 水域中 49 水域、湖沼 3 水域中 3 水域、海域 10 水域中 9 水域で環境基準を達成しており、全水域では 98.4%の達成率でした。

表－3 環境基準の達成状況（BOD又はCOD）

区 分	類 型（基準値）	水域数	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
			達成	達成率 (%)	達成	達成率 (%)	達成	達成率 (%)
河 川 (BOD)	AA (1mg/l 以下)	16	16	100	16	100	16	100
	A (2mg/l 以下)	19	18	94.7	19	100	19	100
	B (3mg/l 以下)	11	11	100	11	100	11	100
	C (5mg/l 以下)	3	3	100	3	100	3	100
	小 計	49	48	98.0	49	100	49	100
湖 沼 (COD)	A (3mg/l 以下)	3	3	100	2	66.7	3	100
	小 計	3	3	100	2	66.7	3	100
海 域 (COD)	A (2mg/l 以下)	7	6	85.7	6	85.7	6	85.7
	B (3mg/l 以下)	3	3	100	2	66.7	3	100
	小 計	10	9	90.0	8	80.0	9	90.0
公 共 用 水 域 全 体		62	60	96.8	59	95.2	61	98.4

注) 吉野川水域(河川AA類型)の環境基準地点は徳島県大川橋にあるため、ここでは高知県本山町本山沈下橋での測定結果を用いました。

イ 全窒素及び全^{りん}燐

全窒素及び全^{りん}燐については、浦戸湾と浦ノ内湾の海域2水域を、全^{りん}燐は早明浦ダム貯水池、長沢ダム貯水池及び大橋ダム貯水池の湖沼3水域を類型指定しており、令和2年度は、全水域で環境基準を達成していました。

表-4 全窒素・全^{りん}燐の達成状況

(単位: mg/l)

区分	水域名	類型	全窒素			全 ^{りん} 燐		
			基準値	平均値	達成状況	基準値	平均値	達成状況
湖沼	吉野川水域 (早明浦ダム貯水池)	Ⅱ	—	0.17	—	0.01	0.004	○
	吉野川水域 (長沢ダム貯水池)	Ⅱ	—	0.16	—	0.01	0.006	○
	吉野川水域 (大橋ダム貯水池)	Ⅱ	—	0.17	—	0.01	0.005	○
海域	中土佐地先海域関連水域 (浦ノ内湾)	Ⅱ	0.3	0.15	○	0.03	0.020	○
	浦戸湾水域 (浦戸湾)	Ⅲ	0.6	0.37	○	0.06 (暫定)	0.049	○

- 注) 1 「年度別達成状況」欄の○は環境基準を達成していることを示します。
 注) 2 湖沼については、水域内の全ての環境基準地点において、年間平均値が環境基準を満足する場合に、基準を達成していると評価します。
 注) 3 海域については、水域内の各環境基準地点の年間平均値の全地点平均値が環境基準を満足する場合に、基準を達成していると評価します。

5 生活環境項目の環境基準非達成水域

河川BOD及び海域CODに係る環境基準が達成されなかった水域は、類型指定7海域10水域のうち1海域1水域でした。

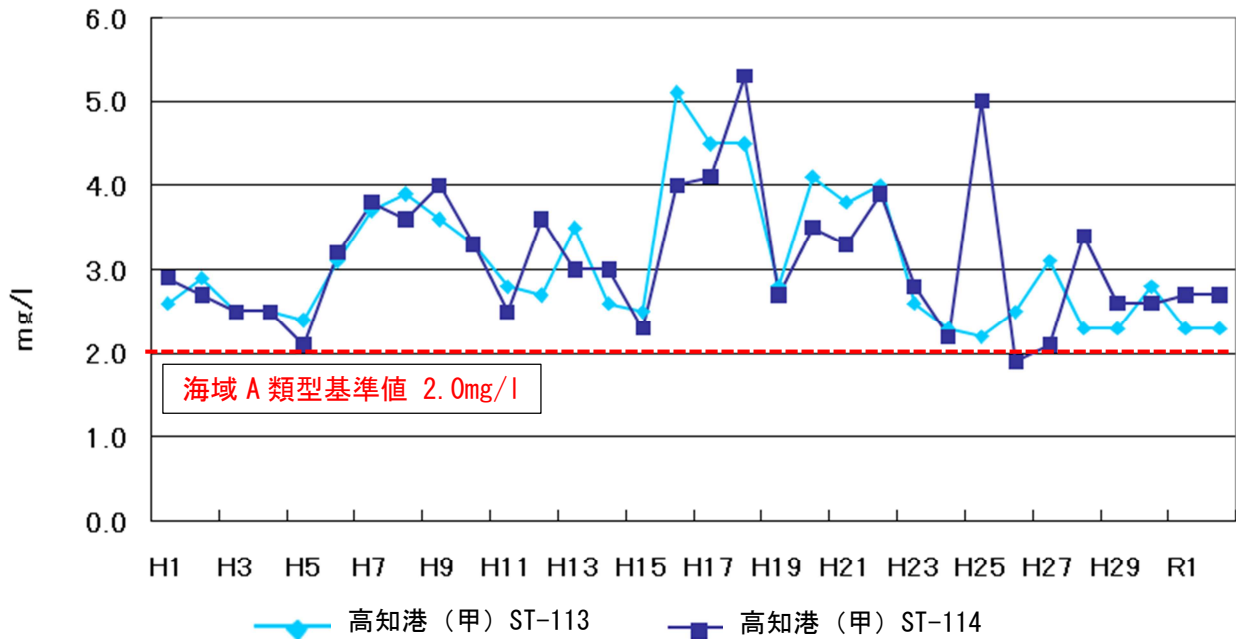
表-5 環境基準が達成されなかった水域

(単位: mg/l)

海 域	基準非達成の 環境基準地点	水域 類型	COD 基準値	COD 75%値	COD 平均値	年度別達成状況				
						28	29	30	元	2
高知港(甲) (浦戸湾湾口部)	ST-113 ST-114	A	2.0	2.3 2.7	1.9 2.3	×	×	×	×	×

- 注) 1 環境基準地点が複数ある水域は、すべての基準点で基準に適合している場合を達成とします。
 注) 2 「年度別達成状況」欄の×は達成されなかったことを示します。

環境基準非達成海域推移 (COD75%値)



6 環境基準類型未指定河川の状況

生活環境項目の類型指定が行われていない河川等については、水質汚濁の予想される水域を主な対象として、19 河川 19 地点において、健康項目、生活環境項目等について調査を行いました。BOD75%値で見た測定結果は、表-6 のとおりでした。

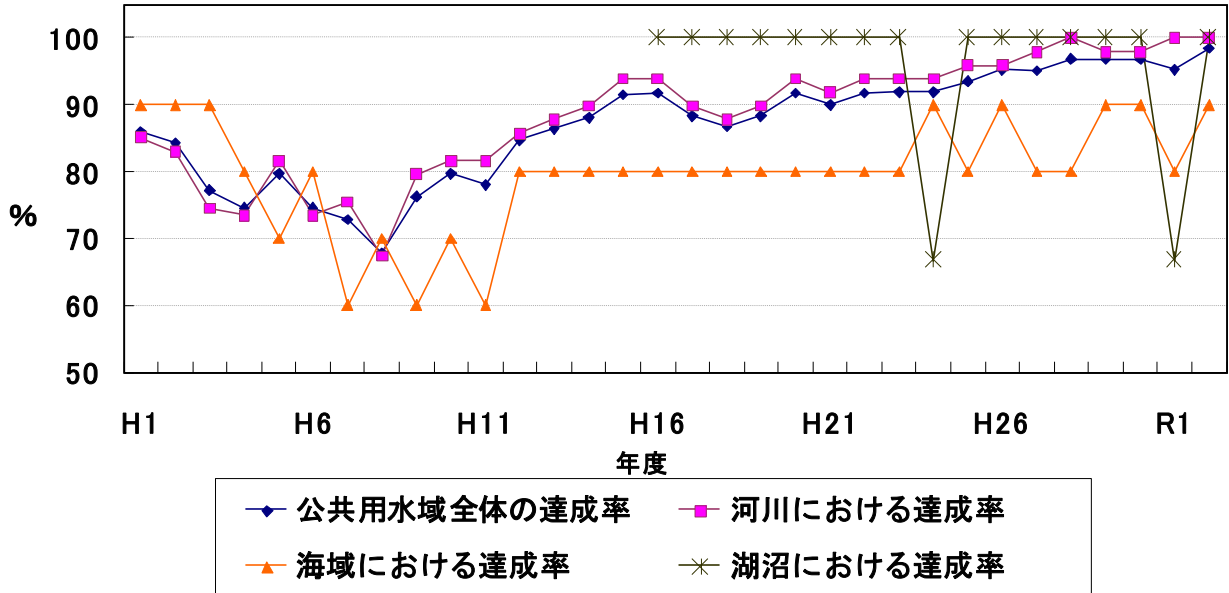
表-6 環境基準類型未指定河川の状況

BOD75%値	河川名	相応類型
1 mg/l 以下	小池川、河内川、重倉川、竹島川、火渡川、鳥川、吉見川、広見川	AA
2 mg/l 以下	江ノ川、竜雲川	A
3 mg/l 以下	穴内川、十市川、萩谷川、紅水川、岸本川	B
5 mg/l 以下	絶海池	C
8 mg/l 以下	—	D
10mg/l 以下	長池川	E
10mg/l 超過	旭川、相生川	—

7 水質保全対策の推進

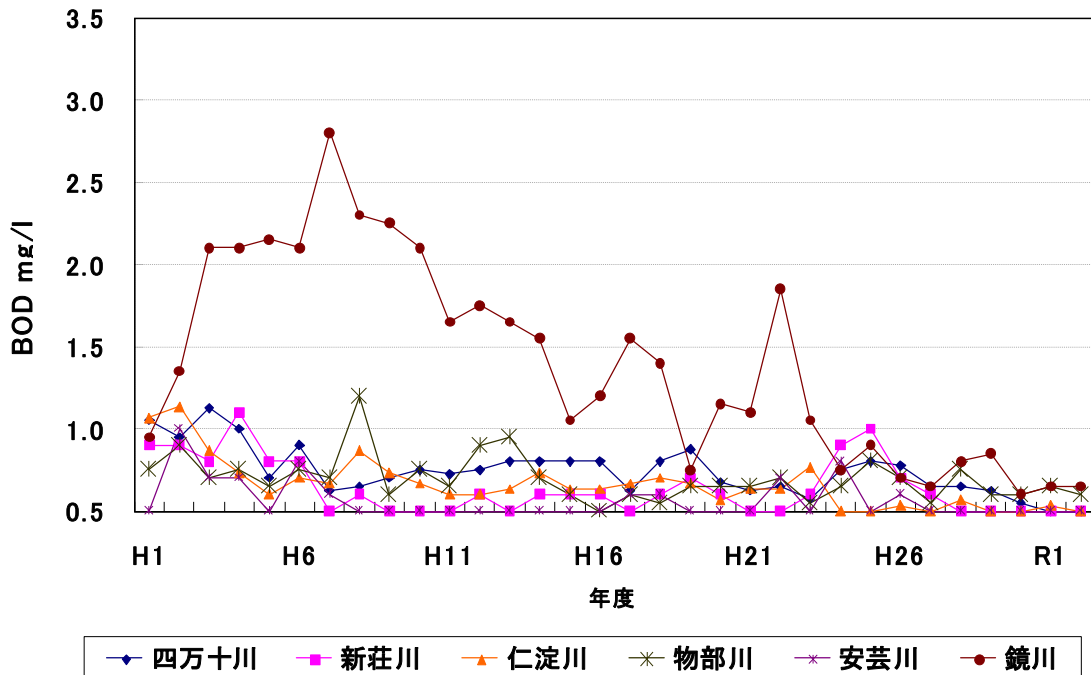
県全体としての環境基準の達成率は、緩やかな良化傾向を示しています。しかし、地域的には浦戸湾のように環境基準非達成が継続している水域があります。その要因としては生活排水の影響や水の入れ替わりが少ない閉鎖的な地形であることが考えられることから、工場・事業場排水対策と併せて、生活排水対策を進めていく必要があります。

環境基準達成率(※)推移



$$(\text{※})\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{全類型指定水域数}} \times 100\%$$

8 河川の水質経年変化 (BOD75%値)



9 県内類型指定河川の水質状況：BOD

水質が特に良好な河川（環境基準地点） （BOD 平均値及び75%値がともに0.5mg/L未満）		水域類型	平均値 (mg/L)	75%値 (mg/L)
吉野川	本山沈下橋※	AA	＜0.5	＜0.5
野根川	押野橋	AA		
羽根川	羽根橋	AA		
奈半利川	平鍋橋	A		
安田川	焼山橋	AA		
伊尾木川	観音橋	AA		
安芸川	桁の木橋	AA		
物部川上流	日の出橋	AA		
上葦生川	安丸橋水位観測所	A		
仁淀川	中仁淀沈下橋	AA		
柳瀬川	黒岩橋	A		
坂折川	坂折沈下橋	A		
新荘川	高保木堰	AA		
桜川	鯛の川口橋	B		
久礼川	和田川橋	A		
四万十川	鍛冶屋瀬橋、昭和大橋、家地川堰堤	AA		
梶原川	大正橋	A		
後川	後川橋	A		
益野川	といぐち堰	AA		
宗呂川	下川口橋	AA		
福良川	中ヶ市橋	A		
伊与野川	日の下橋	A		
松田川	河戸堰	A		
篠川	野地堰	A		

※吉野川における環境基準地点は徳島県大川橋にあるため、高知県内では、本山沈下橋(本山町)における数値を採用

BODが高い河川（環境基準地点） （BOD平均値ワースト3）		水域類型	平均値 （mg/L）	75%値 （mg/L）
久万川下流*	比島橋	C	2.4	3.6
江ノ口川*	廿代橋	C	1.5	1.7
下田川上流*	瑞山橋	A	1.2	1.3

※それぞれの指定類型の水質基準には適合

注) 環境基準地点における年度値

平均値は、測定値が定量下限値未満の場合は定量下限値の値を用いて算出しました。
すべての測定値が定量下限値未満の場合は、定量下限値未満としました。

（BODの定量下限値:0.5mg/l）